

## 「デカボナ木業」ロゴマーク使用管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県(以下、「県」という。)以外の者が、くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度実施要領第5条に定める「デカボナ木業」のロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用することに関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークの一切の権利は、県に属するものとし、その使用承認及び管理等を県が行う。

### (ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、別紙のマークとする。

2 ロゴマークの使用料は、無料とする。

3 ロゴマークは、くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度(以下、「認証制度」という。)の広報・周知及びPRにつながる活動で使用することとし、使用例としては、パンフレット等の印刷物、看板・POP等の展示物、PR動画、商品パッケージ、車用外装用ステッカー、名刺、各種ノベルティ等とする。

4 ロゴマークの使用者は、色及びデザインを改変してはならない。

5 使用に際しては、ロゴマークの趣旨等を損なうことがないよう、十分配慮することとする。

### (使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 認証制度による炭素貯蔵量の認証を受けた企業等が使用する場合。

(2) 国や市町村等の公共団体が使用する場合

(3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(4) その他使用承認の手続きを必要としないと県が認めた場合

2 県から使用承認を得てロゴマークを使用しようとする者は、「デカボナ木業」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、県に提出するものとする。

3 第1項の(1)から(4)によりロゴマークを使用する者は、「デカボナ木業」ロゴマーク使用報告書(様式第2号)により、使用後に、使用の目的や内容等を報告するものとする。

### (使用承認)

第5条 県は、前条第2項に規定する申請書を受理した場合、使用規程等を遵守しているかを審査し、結果を申請者に通知するとともに、ロゴマークのデータを送付する。

2 県は、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、使用することができないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動、暴力団活動に関するものと認められるとき
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他、県がロゴマークの使用について適当でないと認める場合

(使用承認期間)

第7条 ロゴマークの使用承認期間は、使用承認を受けた日から3年間とする。

2 第4条第1項の(1)から(4)により使用承認を得ずにロゴマークを使用する場合、その使用期間は、ロゴマークを使用した日から3年間とする。

(使用承認の変更)

第8条 使用承認を受けた者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「デカボナ木業」ロゴマーク使用変更申請書（様式第3号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 県は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用承認を取り消すことができる。

- (1) 本規程又は使用承認の内容に違反していると認められるとき
- (2) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったと認められるとき
- (3) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき
- (4) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき

(経費等の負担)

第10条 県は、この規程による使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(適正使用の確保)

第12条 県は、ロゴマークの使用状況について、県からの使用承認の有無にかかわらず、使用者に対し、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、農林水産部森林局林業振興課が行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則

この規程は、令和7年（2025年）10月22日から施行する。

## 「デカボナ木業」ロゴマーク

ロゴマークは、以下のとおりとする。

## ○ロゴマーク基本表示

## ■フルカラー



デカボナ木業

ロゴマークの色（推奨）「CMYK」印刷用



Brown  
C:60 M:80 Y:80 K:20  
R:110 G:66 B:58



Green  
C:70 M:0 Y:70 K:40  
R:52 G:134 B:90

## 【ロゴマークの意味】

「デカボナ」という言葉を、木材をモチーフに表現。

安心感や温かみのある配色とし、丸みを持たせた造形は、人と自然・環境とのつながりを表現。

また、文字については、「木」にアクセントをつけることで、取組みをわかりやすく表現。

## ■単色（グレースケール）



デカボナ木業

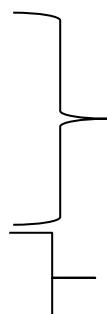
## ■単色（2階調）



デカボナ木業

なお、基本表示の「マーク部分」及び「文字部分」を分解し、単独で使用することもできる。

## ○ロゴマーク基本表示



マーク部分

文字部分



デカボナ木業

(様式第1号)

「デカボナ木業」ロゴマーク使用申請書

年　月　日

熊本県農林水産部  
森林局林業振興課長 様

申請者  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

目的	<input type="checkbox"/> 展示物、名刺、腕章、スタッフジャンパー等 <input type="checkbox"/> 商品パッケージ、ノベルティ等 <input type="checkbox"/> 印刷物、デジタル刊行物、PR動画、HP等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
内 容	(使用時期、数量、使用方法等を記載)
※実物や資料等がある場合、その写真やデータを申請書と併せて提出してください。	
連絡先	担当者 : 電話番号 : FAX 番号 : E-mail :

※ ロゴマークを使用できる期間は、使用管理規定第7条のとおり、使用承認を受けた日から、3年間です。

(様式第2号)

「デカボナ木業」ロゴマーク使用報告書

年　月　日

熊本県農林水産部  
森林局林業振興課長 様

申請者  
所在地  
所 属  
(報告者) 職・氏名

	(使用時期、数量、使用方法等を記載)
内 容	

※実物や資料等がある場合、その写真やデータを申請書と併せて提出してください。

※ ロゴマークを使用できる期間は、使用管理規定第7条のとおり、ロゴマークを使用した日から3年間です。

(様式第3号)

## 「デカボナ木業」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

熊本県農林水産部  
森林局林業振興課長 様

申請者  
所在地  
事業者名  
代表者 職・氏名

使用承認 を受けた日	令和　年　月　日
変更内容	(変更された内容のみを記載)
※実物や資料等がある場合、その写真やデータを申請書と併せて提出してください。	
連絡先	担当者　： 電話番号： FAX 番号： E-mail　：